

● 平成 22 年度第 2 回宮城県消費生活審議会報告

11月2日(火)宮城県庁11階第2会議室において「平成22年度第2回宮城県消費生活審議会」が開催され11人の委員が出席しました。宮城県生協連から、加藤房子常務理事が委員として参加しています。

小泉保環境生活部長の挨拶の後、議事に入りました。担当者から、現「宮城県消費者施策推進基本計画」の評価について、平成18年度～21年度までの4年間の取り組み内容の評価が報告されました。

続いて、次期「宮城県消費者施策推進基本計画」の中間案に

ついて、主要重点推進項目に「市町村消費生活相談体制の強化について」が新規に入ったことなどの説明がありました。

委員からは、「県の市町村に対する消費者行政の司令塔としての役割を明確にすべきではないか。」「高齢者の1人世帯・2人世帯が増えている。啓発や教育など周知方法に問題はないのか。啓発媒体は見てもらえるようなものにすることが重要ではないか。」「現在の多重債務に陥っている人たちは、年収が200万円以下の世帯が多く、しかも要因が生活費や教育費のた

めということが、重大なことだと考える。多重債務の解決(債務からの解放)だけではなく、その後の生活再建についての方策を明確にすべきと考える。」などの意見が出されました。

最後に、特定商取引法違反の訪問販売(アポイントメントセールス)業者に対する業務停止命令(6ヶ月)を、宮城県が行ったことの報告がありました。

宮城県生協連として、12月21日付で意見を出しました。(後掲)

● 平成 22 年度第 3 回仙台市消費生活審議会報告

11月5日(金)仙台市役所本庁舎2階第4委員会室において「平成22年度第3回仙台市消費生活審議会」が、委員8人の参加で開催されました。宮城県生協連から、加藤房子常務理事が委員として参加しています。

仙台市市民局市民協働推進部の並河紋子部長の挨拶の後、議事に入りました。

担当者から、次期「仙台市消費生活基本計画」(中間案)について、主に現計画における変更点についての説明がありました。新規の推進施策として、①

地域における消費者啓発の担い手の育成・活動支援等として(仮称)消費者啓発パートナーの育成、②消費者被害の未然防止・拡大防止として消費者安全法に基づく消費者事故等の消費者庁への通知及び市民への情報提供、③関係機関等との連携の強化として宮城県や東北の各都市と連携した消費者行政の充実強化を盛り込んだことの報告がありました。

委員からは、「担い手の育成は消費者団体との連携が重要。」「多重債務対策への行政の関り

は救済まで入れないとだめではないか。」「障がい者は本人のみならず、家族や周りの人たちへの啓発が重要。」等の意見が出されました。

今後のスケジュールについて、第4回審議会の実施、11月下旬にパブリックコメントの募集実施、平成23年3月策定を目指すことの説明がありました。

宮城県生協連として、12月27日付で意見を出しました。(後掲)